

# 津山圏域消防組合地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

令和 6 年 4 月改訂版

津山圏域消防組合

# 目 次

## 第1章 背景

1 背景 .....	1
------------	---

## 第2章 基本事項

1 目的 .....	2
2 計画の期間 .....	2
3 対象範囲 .....	2
4 対象となる温室効果ガス .....	2

## 第3章 温室効果ガス排出量の状況及び削減目標

1 温室効果ガス排出状況 .....	3
2 削減目標 .....	3

## 第4章 取組について

1 職員の取組 .....	4
2 庁舎・施設管理等の取組 .....	5

## 第5章 進捗管理体制と進捗状況の公表

1 進捗体制 .....	6
2 点検・評価・見直し体制 .....	7
3 進捗状況の公表 .....	7

## 第1章 背景

### 1 背景

近年、気候変動が原因の1つと考えられる異常気象が世界各地で発生しており、気候変動対策を進めることは、世界全体の喫緊の課題となっている。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択され、2016年11月に発効した。

パリ協定では、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前より2.0℃高い水準を十分に下回るものに抑えるとともに、1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を継続することを定めている。また、そのために、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）を目指すこと等も定められている。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められた。同法により、都道府県及び市町村が、単独で又は共同して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられた。

また、2021年には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で46%減とすることを目指し、さらに、50%が掲げられた。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し、実施するよう求められている。

さらに、2019年6月には、パリ協定で策定が求められている、温室効果ガスの低排出型の発展のための長期戦略として、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定された。その中で、我が国は、最終到達点として「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現していくことを目指すとしている。

上記を踏まえ、当組合においても、日常における温室効果ガス排出量の削減を始め、今後、庁舎改築時における太陽光発電の導入を検討するなど、地球温暖化の防止に向けた取組みを推進するために「地球温暖化対策実行計画」を策定することとした。

## 第2章 基本事項

### 1 目的

津山圏域消防組合では、【地球温暖化対策の推進に関する法律】に基づき、庁舎内外の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として、「津山圏域消防組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、取組を推進していくこととします。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条第1項（抜粋）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

※地方公共団体実行計画（事務事業編）は、全ての都道府県及び市町村に策定が義務付けられています。また、特別区、一部事務組合及び広域連合も、地方自治法に基づき、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条が準用されるため、地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定が義務付けられています。

### 2 計画の期間

令和6年度から令和10年度の5年間を計画期間とする。本計画の基準年度は、令和4年度とします。

### 3 対象範囲

対象の範囲は、津山圏域消防組合が行う全ての事務及び事業とします。

### 4 対象となる温室効果ガス

地球温暖化対策推進法の対象となる温室効果ガスのうち、排出量の多くを占め、地球温暖化に及ぼす影響が最も大きな二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を対象として取組を推進していくこととします。

### 第3章 温室効果ガス排出量の状況及び削減目標

#### 1 温室効果ガス排出状況

本計画の基準年度とする令和4年度の温室効果ガスの総排出量は642,085Kg CO2であり、排出される主な活動は次表のとおりとなっています。

[算定方法：温室効果ガス（CO2）の排出量＝各燃料使用量×排出係数]

	年度使用量	単位	排出係数	CO2排出量 (KgCO2)	割合 (%)
電気使用量	734,407	Kwh	0.536	393,642	61.3
ガソリン	63,229	L	2.27	143,529	22.3
軽油	16,825	L	2.62	44,081	6.9
灯油	8,648	L	2.50	21,620	3.4
都市ガス	10,029	m <sup>3</sup>	2.79	27,980	4.4
LPG	3,757	m <sup>3</sup>	2.99	11,233	1.7
温室効果ガス総排出量				642,085	

※電気事業者別排出係数は、令和5年排出量算定表を使用

（中国電力・調整後排出係数＝0.536KgCO2/kwh）

「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に基づく排出係数を使用

#### 2 削減目標

目標は、令和10年度の温室効果ガス総排出量を基準年度（令和4年度）比で、3%（19,263KgCO2相当）以上削減することを目指します。

## 第4章 取組について

### 1 職員の取組

当消防組合は、職員が一丸となって、光熱水費等の削減を図ることをはじめ、温室効果ガス排出削減目標及びエネルギー使用量等の削減目標の達成に向け重点的に取り組めます。

#### 【省エネルギーの推進】

##### ●照明

- ・休憩時、勤務時間外には不必要な照明を消灯する。
- ・会議室等は使用時のみ点灯する。
- ・業務や健康上の支障がない範囲で照度の調整、間引きを行う。
- ・器具の更新時には、消費電力の少ない照明器具（LED照明）の導入を図る。

##### ●空調

- ・設定温度の適正化に努める。
- ・エアコン使用時にはブラインド、カーテンの利用により冷暖房効率の向上を図る。
- ・エアコンの消し忘れに注意し、不在等の不必要なエアコンの使用を控える。
- ・空調機器等の更新時には、省エネタイプの機器の導入を図る。

##### ●OA事務機器等

- ・長時間使用しないときは、主電源を切るなどして待機電力の節減に努める。
- ・更新、新規購入の際は、積極的に省エネタイプを選定する。
- ・コピー機やプリンターは、スリープモードに設定する。
- ・モニター画面の輝度を下げる。
- ・デスクトップコンピュータでは、本体だけでなくモニターの電源も切る。

##### ●その他電力使用機器等

- ・長時間使用しないときは、給湯器等の電源を切る。
- ・ガスコンロ等の使用は使用時間に配慮し、節約を心がけた使用をする。
- ・給湯温度を適切に管理し必要な湯量のみとする。
- ・冷蔵庫の設定温度はできるだけ、夏は「中」、冬「弱」に設定する。
- ・長時間使用しない電気製品等のプラグをコンセントから抜くとともに、スイッチ付き電源タップの活用により待機電力の削減を利用する。

##### ●公用車

- ・急発進、急加速を抑制し、一定速度での走行を心掛ける。
- ・燃費に大きく関与する、タイヤの空気圧及び積載物の管理など、毎日点検時に適正

な維持管理に努める。

- ・出張の際は積極的に公共交通機関を活用する。
- ・更新時には、環境性能に優れた低公害車の選定に努める。

#### ●その他

- ・両面印刷、両面コピーにより、紙使用量を削減する。
- ・使用済み封筒は所属間の連絡用などに再利用する。
- ・FAX送信票はできる限り省略する。
- ・ネットワーク及び電子メールの活用により、ペーパーレス化を図る。
- ・洗面や食器洗い等では、水の流しっぱなしをやめ節水に努める。
- ・署内における放水訓練時は、必要以上の放水は避け、放水時間の短縮を図る。
- ・ノー残業デイを実施し、事務の効率化による照明・空調等のエネルギー消費の削減を実現する。

## 2 庁舎・施設管理等の取組

#### ●庁舎・施設等の保守管理及び運用に関する取組

庁舎施設の保守管理について、設備機器の日常的な点検及び清掃を継続して実施する。

庁舎施設の設備機器は、設置当初からは経年により運用方法が変更している場合があることから、現状に沿った運用へと見直しを適宜実施し、環境への負荷が少ない方法を探る。

#### ●庁舎・施設等の設備・機器等の新規、更新に関する取組

庁舎施設の設備機器を新規又は更新する際には、費用対効果を研究したうえで、省エネ対応タイプの導入検討をする。

費用対効果については、初期導入費のほか、導入により長期継続的にエネルギーの使用量及び費用削減の効果が大きいとされる場合に、積極的に導入し省エネ化を図る。

#### ●再生可能エネルギーに関する取組

太陽光の利用に代表される再生可能エネルギーについては、消防庁舎の一部に設置している事例もあるが、より拡充していくことを研究し検討する。

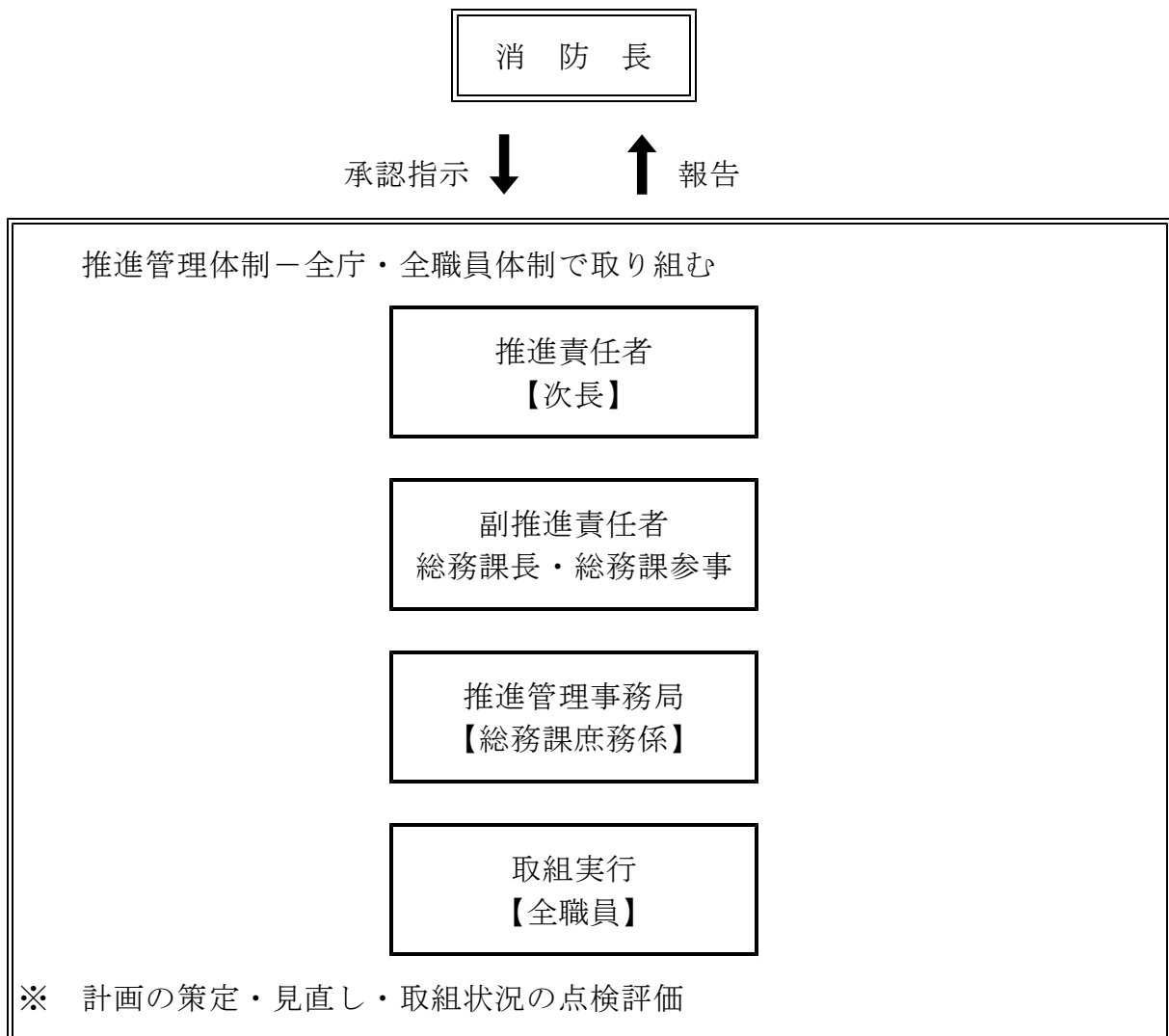
## 第5章 進捗管理体制と進捗状況の公表

### 1 推進体制

津山圏域消防組合地球温暖化対策実行計画を推進するため、消防長を中心に「推進責任者」及び「副推進責任者」を設け以下のような推進体制で取り組んで行くこととします。

また、本計画推進に関わる施策を実施する役割として「推進管理事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を図るものとする。

#### 推進体制





## 2 点検・評価・見直し体制

(1) 本実行計画は、Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。毎年の取組みに対するPDCAを繰り返すとともに、本実行計画の見直しに向けたPDCAを推進します。

計画の目標 (Plan)

取組実行 (Do)

取組実施状況等の点検 (Check)

状況を踏まえた見直し (Action)

具体的には、

### ①計画の目標 (Plan)

第3章の温室効果ガス排出量の目標を達成するため、温室効果ガスの排出抑制の重要性及び取組について、周知徹底を図るとともに、業務遂行の際の排出量削減・抑制に関する取組を励行します。

### ②取組実行 (Do)

計画に基づき、温室効果ガスの排出量削減・抑制に努めます。

### ③取組についてによる実施状況等の点検 (Check)

少なくとも四半期に一度、実行計画の進捗状況を把握し、年1回の点検評価を受けます。

### ④状況を踏まえた見直し (Action)

毎年、計画の進捗状況や取組の成果等に関して総括し、目安として、出納閉鎖を迎えてから年内に必要な応じて計画の見直しを行います。

## (2) 見直し予定時期までの期間内における PDCA

毎年1回進捗状況を確認・評価し、必要がある場合には本実行計画の改定を行います。

## 3 進捗状況の公表

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、措置及び取組の実施状況等について、組合ホームページで公表します。

令和元年11月策定  
令和6年4月改定